

平成30年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《公益財団法人神戸市民文化振興財団》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(3) 指摘事項 ④ 財産に関する事務 ア 備品管理を適正に行うべきもの (ア) 備品の所有者を明確に区分するべきもの 財団では、会計規程で固定資産の管理及び物品の出納管理について規定し、それぞれ台帳を作成の上管理することとしている。また、指定管理者は、協定の仕様書に基づき本市に帰属するものは本市の物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿を備えて管理することとしているが、財団が指定管理者となっている施設において、財団所有の備品について、本市の物品管理簿（備品管理簿）に記載していた事例があった。 さらに、指定管理施設で作成された備品管理簿を確認すると、複数の施設において本市と財団の備品が明確に区分されていないものがあった。また、本市の所有か財団の所有か不明なものもあった。 財団は、協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、本市に所属する備品については、物品会計規則に基づき本市が定める物品管理簿で管理を行うべきである。 本市所管局は、適正に備品を管理するよう財団を指導するべきである。	備品の所有については、基準に基づいて、本市の所管する備品か、指定管理者の所管する備品かを区別した上で、物品管理簿に適切に記載したことを確認した。 指定管理施設内の備品について、備品登録の確認、台帳とのすり合わせを行い、指定管理者から必要な報告を受けた。 今後、新たに購入する備品についても、協定に基づき、本市と財団の区分を明確にし、物品管理簿で管理を行い、本市に対して必要な報告をするよう求めた。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(イ) 物品管理簿を正しく作成し、本市へ報告すべきもの 財団が指定管理者となっている施設の指定管理者協定書においては、備品等の保守管理について、指定期間内に指定管理者が指定管理料により購入した備品は本市の所有となるほか、指定管理者は、指定管理者が管理する、本市の所有に属する備品については、本市物品会計規則及び関係例規に基づいて、施設の運営に支障をきたさないよう管理等を行い、本市が定める物品管理簿（備品管理簿）を備え、備品の購入及び廃棄等の異動や、破損、不具合が発生した時は、速やかに本市に報告しなければならないこととなっている。 しかし、財団は備品管理簿を作成していたが、平成 29 年度に購入した備品を確認したところ、下記のとおり一部記載がないもの、購入及び廃棄等の異動について本市への報告が行われていないものがあった。 その中には、故障し、修理不能となった本市の備品の代替の備品を購入する際、「取替修繕」として修繕費で執行し、指定管理料の修繕費に算入され精算されていた事例もあった。 (事例) 備品購入において本市備品管理簿への記載及び本市への報告がなかったもの 財団は、本市の備品購入については、修繕ではなく備品購入の手続きとして行うとともに、適正な会計処理、備品管理、必要な報告を行うべきである。 本市所管局は、修繕費の執行及び備品の管理につき必要な確認を行うとともに、備品の購入の際に確実に備品管理簿に記載することにより適正に備品を管理し、備品の異動について定期的に本市へ報告を行うよう、指定管理者を指導するべきである。	上記回答に記載しているとおり、備品の所有については、基準に基づいて、本市の所管する備品か、指定管理者の所管する備品かを区別した上で、物品管理簿に適切に記載したことを確認した。 財団内部での備品登録の確認、台帳とのすり合わせを行う中で、台帳に記載されている内容と異なる登録や廃棄処理等があったものについては、指定管理者より必要な報告を受けた。 また、本市の所有に属する備品については、指定管理料の修繕費を執行しないよう指導を行うとともに、必要に応じて速やかに本市に報告をするよう求めた。 あわせて、備品購入の際は確実に物品管理簿に記載し、適正に備品を管理するよう指導した。	措置済

